

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2019年11月18日(月)

今週のことば

偽SMS(ショートメッセージサービス)

携帯電話番号を宛先として短いメッセージを送信できるSMSで金融機関や携帯電話会社などを装い、IDやパスワードなどを盗むフィッシング詐欺の被害が急増。

今週のコよみ

ご自分の予定を確認して下さい

11/18(月) 先勝

19(火) 友引

20(水) 先負 二の酉

21(木) 仏滅

22(金) 大安 小雪、G20外相会議(名古屋)

23(土) 赤口 勤労感謝の日

24(日) 先勝 競馬・ジャパンカップ

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
11/11(月)	23,332 ▼60	108.95 △0.33
12(火)	23,520 △188	109.23 ▼0.28
13(水)	23,320 ▼200	109.06 △0.17
14(木)	23,142 ▼178	108.74 △0.32
15(金)	23,303 △161	108.55 △0.19

年末調整のポイント

年末調整の時期が近づいてきました。

◎**年末調整の対象者**……原則として「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出し、年末まで勤務している方が対象ですが、*給与総額が2千万円を超える方、*災害減免法により給与に対する源泉所得税の徴収猶予や還付を受けた方は対象外です。なお、年の途中で入社した方が、前勤務先から給与の支払を受けていた場合、その給与を含めて年末調整をします(前勤務先で交付された源泉徴収票が必要)。

◎**配偶者控除等の適用**……配偶者控除又は配偶者特別控除の適用は、本人の合計所得金額が1千万円以下(給与のみの場合は年収1220万円以下)で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が123万円以下(同201万6千円未満)の場合が対象です。年末調整において適用を受ける場合は「配偶者控除等申告書」の提出が必要となります。

◎**扶養控除の適用**……控除対象となるのは、本人と生計を一にする16歳以上の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)で合計所得金額が38万円以下の場合です。別居している場合でも常に生活費や療養費を送金しているなど、本人と生計を一にしている場合であれば対象になります。

◎**扶養控除等の判定**……扶養控除や配偶者控除等は、年末調整を行う時点の現況で判断しますが、親族などが年の途中で亡くなった場合は、その時点において判定します。なお、控除対象者を判定する際の合計所得金額に非課税所得などは含まれません。

◎**生命保険料控除の対象**……契約者が本人以外の親族等でも、その生命保険料を支払ったことが明らかであれば、控除の対象とすることができます。

■この記事の詳細は、情報BOX201544

法人税調査による申告漏れ所得が大幅増

国税庁が公表した「平成30事務年度 法人税等の調査実績」によると、法人税の調査は実地調査件数9万9千件のうち7万4千件に非違があり、その申告漏れ所得金額は前年比38.2%増となる1兆3813億円(1件当たり1397万円)、追徴税額は1943億円(同196万円)でした。なお、平均調査日数は11日となっています。

また、法人消費税は、実地調査9万5千件のうち5万6千件に非違があり、追徴税額は800億円(同84万円)でした。

実地調査以外にも書面や電話などによる「簡易な接触」が4万3千件実施されており、法人税・消費税での接触率は4.5%となっています。

来月から運転中の「ながらスマホ」が厳罰化

来月から運転中の「ながらスマホ」が厳罰化され、携帯電話を保持して通話や画像注視した場合、*罰則は懲役6ヵ月以下又は罰金10万円以下(現行は5万円以下の罰金)、*反則金は普通車の場合で1万8千円(同6千円)、*違反点数は3点(同1点)に引上げられます。

また、事故などの交通の危険を生じさせた場合、*懲役1年以下又は罰金30万円以下(同3ヵ月以下又は5万円以下)、*非反則行為となり罰則適用、*違反点数6点(同2点)で免許となります。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

年末調整のポイント

◆年末調整の対象者

年末調整の対象者は、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しており、1年を通じて勤務している人や、年の中途で就職し年末まで勤務している人（青色事業専従者も含む）です。ただし、1年間の給与総額が2千万円を超える方や、災害減免法の規定によりその年の給与に対する所得税の源泉徴収について徴収猶予や還付を受けた方は除きます。

なお、年の中途で退職した人は一定の場合を除き、年末調整の対象とはなりません。

◆年末調整の対象となる給与

年末調整の対象となる給与は、その年の1月1日から12月31日まで（年の途中で亡くなり退職した人等は、その時まで）の間に支払うことが確定した給与です。したがって、実際に支払ったかどうかに関係なく未払の給与もその年の年末調整の対象となります。

なお、年の中途で入社した人が、入社前に別の会社で給与を受け取っていた場合は、前の会社の給与を含めて年末調整を行う必要があるため、前の会社から交付を受けた「給与所得の源泉徴収票」などで給与の金額や源泉徴収税額などを確認します。

◆配偶者控除又は配偶者特別控除の適用

年末調整において、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける場合には、「扶養控除等申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄への記載の有無にかかわらず、その年の最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出する必要があります。

なお、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けられるのは、本人の合計所得金額が1,000万円以下（給与所得だけの場合は給与収入1,220万円以下）で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が123万円以下（給与所得だけの場合は給与収入201万6千円未満）の場合です。

◆扶養控除の適用

控除対象扶養親族となるのは、本人と生計を一にする年齢16歳以上の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人のうち、合計所得金額が38万円以下の人です。

要件である「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではありませんので、例えば、勤務、修学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

◆扶養控除等の判定

所得税法では、その年の12月31日の状況で控除対象扶養親族などの判定を行うことになっていますが、年末調整は、その年最後の給与を支払うときに行いますので、扶養控除や配偶者控除は、最後の給与を支払う日の状況で判断することになります。年末調整後、その年12月31日までに控除対象扶養親族の増加などの異動があった場合には、年末調整のやり直しができます。

扶養親族などが年の中途で死亡した場合は、死亡の日の現況により該当要件を満たしているか否かを判定します。この場合、合計所得金額の要件は、その年の1月1日から死亡日までの間の合計所得金額で判定します。

なお、合計所得金額には、遺族年金などの非課税所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した利子等又は配当等などは含まれません。

◆生命保険料控除の対象

親族等が契約者となっている生命保険契約等の保険料又は掛金であっても、所得者本人がその生命保険料を支払ったことが明らかであれば、控除の対象となります。ただし、その生命保険契約等の保険金の受取人の全てが本人又はその配偶者その他の親族（個人年金保険契約等である場合は、年金の受取人の全てが給与の支払を受ける人又はその配偶者）でなければなりません。

◆社会保険料控除の対象

本人と生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料を支払った場合には、その支払った金額は、支払った本人の社会保険料として控除できます。

なお、後期高齢者医療制度の保険料について、生計を一にする親族が負担すべき保険料を口座振替により支払った場合には、口座振替で支払った本人の社会保険料として控除できます。

◆小規模企業共済等掛金控除の対象

iDeCo（個人型確定拠出年金）の掛金を本人が直接支払っている場合、「小規模企業共済等掛金払込証明書」を保険料控除申告書に添付して提出することで、年末調整で控除が受けられます。